

2017年3月14日

## 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針案」についての意見書

山口県高等学校教員組合

1. 法律で定める学校の教員は、憲法が規定するとおり「全体の奉仕者」であり、人格の完成をめざし、一人ひとりの子どもたちの成長発達を支えるために職務を果たすべきものです。それ故にその身分が尊重され、待遇の適正が期せられなければなりません。ここには、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針案」（以下、「指針案」）が教師を「高度専門職」として位置付けているように、教師の専門職性が当然に前提されています。その専門性を保障しているのが、学問に基づいた大学での資格獲得を必要とする教員免許制であり、教員の学校教育活動の自主性の保障であり、自主的な研修の責務と権利です。このことは、日本政府も参加し、賛成した「教員の地位に関する勧告」（1966年10月5日ユネスコ特別政府間会議採択、以下「教員の地位勧告」）が、「教員の仕事は専門職とみなされる」とし、「教員が受け持つ児童・生徒の教育及び福祉に対する個人および共同の責任感」（6項）を要求しているとおり、国際的なスタンダードであると言えます。

教員の資質向上に関する「指針」、「指標」、「研修」また「養成」を含め、教員にかかわる施策を策定する際には、憲法や子どもの権利条約、「教員の地位勧告」等にもとづき策定すべきことを明記しつつ、その理念や原則の実現のためのものとすべきです。

2. 日本の教職員は日常的に異常な長時間過密労働にさらされています。本来打ち込むべき教材研究の時間が、勤務時間内に取れないというのが実態です。こうした状態を野放しにしたままで、いくら教員の資質向上を呼びかけても実効あるものとはなりません。「多忙化に配慮しつつ」との文言はありますが、資質向上を言うのであれば、まず第一に国・教育行政の条件整備に対する責務について言及すべきです。

3. 教員にとって「絶えず研究と修養に励むこと」が不可欠なことは言うまでもないことです。ただし、教員の研修とは他律的に与えられるものではなく、自ら努めるものであり、教員の自主性が尊重されることが大切です。教育行政に求められるのは、こうした教員の研修を支えるための条件整備です。しかし、「指針案」が「基本理念」等で示しているのは、「学習指導要領等の趣旨を実現するための教員の資質向上」であり、学習指導要領の徹底です。次期学習指導要領改訂案は、教育内容だけでなく、資質・能力の育成、方法、評価まで記載するなど、「大綱的基準」でもある学習指導要領の枠を大きく逸脱したものとなっています。国家権力の教育への介入は抑制的であるべきであり、学習指導要領を押しつけることがねらいであるのならば、教育における自由や自主性・創造性、教職員の専門性を奪い、教育活動を窒息させてしまうことになりかねません。

4. 「指針案」は、「教員等の資質の向上等を図るに当たり踏まえるべき基本的な視点」として「社会変化の視点」「近年の学校をとりまく状況の変化の視点」「家庭・地域との連携・協働の

視点」「各教員等の成長の視点」「学校組織の改善の視点」の5つの視点をあげています。もちろんここには重要な視点もありますが、こうした視点からの改善を阻む要因があるのが学校の現状です。条件整備のない中で小学校における外国語学習の導入、多忙化に拍車をかけている全国学力テストや閉ざされた学校運営協議会制度、教育になじまない人事評価制度の導入などです。これらについて見直すことこそ求められています。

5. 国会審議において、文科大臣が定める「指針はあくまで、任命権者が各地域の状況を踏まえて指標を策定する際の大綱的な指針」であり、「各任命権者の策定する指標、あるいはそれに基づく研修計画の内容を個別具体的に制約する」ものではない等の答弁を行っています。しかしながら「指針案」は、「教員等の資質の向上等を図るに当たり踏まえるべき基本的な視点」や「公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項」などにおいて、「校長については個別の指標を策定」「職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定」「指標の内容を定める際の観点」など、事細かな例示が行われ、任命権者が策定する「指標」や「研修計画の内容」を事実上制約するものとなっています。これでは「大綱的」とは言えず、国会答弁にも反します。「指針」はあくまでも大綱的基準であること、任命権者が定める「指標」は、「指針」に拘束されるものではないこと、「指標」もまた「目安」であり、学校・教員の主体性を尊重すること等について言及すべきです。

6. 「任命権者が求める資質については、大学が行う教員養成の目標である」としていることは大きな問題です。「任命権者が求める資質」のもとで大学における教員養成を行わせることは、開放制の原則や大学の自治、教育行政による不当な支配を禁じた憲法の理念に反し、容認することはできません。同時に、「大学が行う教員養成の改善を目的としつつ、今後、国が策定する『教職課程コアカリキュラム』の内容」を踏まえ、「十分議論を尽くす」ことの示唆も、憲法の理念に反する疑義をもつものです。

7. 推進体制について、「指標の策定後、協議会の構成員のみならず、協議会の構成員となっていない教育関係者や民間企業等も含めて幅広い関係者の協力を得ながら、指標に基づく教員等の資質の向上を推進する体制を整備することが重要」としていますが、どういう基準で関係者を選ぶのか不明瞭です。この推進体制が教育における自由や自主性を阻害することにつながってはなりません。民間企業との例示がある一方で、教職員団体の例示がされていないことも疑問です。教職員団体の例示があるべきです。

以上